

入札公告

三重地本会計第 15 号
令和 5 年 1 月 2 7 日

分任契約担当官
自衛隊三重地方協力本部長
岸田 佳明
(公 印 省 略)

以下のとおり一般競争を実施するので、契約条項承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 品 名：駐屯地紙裁断処理機清掃点検
- (2) 納 地：自衛隊三重地方協力本部（津市桜橋 1 丁目 - 9 1）
- (3) 納 期：契約締結日～令和 5 年 3 月 3 1 日（金）

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条及び 7 1 条の規定に該当しない者。
- (2) 全省庁統一資格の「役務の提供等」で「D 級以上」の競争参加資格を有する者。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 「暴力団排除に関する誓約書」（以下、誓約書という）を入札前に提出すること。
「誓約書」の提出による誓約を行わない者の競争参加は認めない。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受け入れている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

入札書等は、自衛隊三重地方協力本部総務課会計班において、土曜、日曜、祝日を除く 0 9 0 0 ～ 1 6 0 0 の間、配布します。

4 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

5 競争入札執行の日時及び場所

令和 5 年 2 月 1 3 日（月） 1 3 : 3 0 ～ 自衛隊三重地方協力本部 3 F 会議室

6 入札、落札の決定方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘らず入札書には、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 を記載すること。

落札決定は総品目総額決定とし、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合はくじ引きにより落札者を決定します。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 入札及び契約条件

落札者が契約を結ばないときは、落札金額の 1 0 0 分の 5 以上を、落札者が契約締結後その義務を履行しない時は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を違約金として徴収します。

9 入札の無効

次の各項目に該当する場合、当該入札を無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札
- (3) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

1 0 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊中部方面隊標準契約書の様式により契約書を作成し、交わすものとする。但し、契約金額 5 0 万円未満の場合は契約書の作成を省略する。

1.1 その他

- (1) 郵便による入札については入札日前日までに必着させること。事前に便着の確認を必ずお願いします。
また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係のない職員によりくじ引きを実施し、再度入札になった場合は別途連絡をします。
- (2) 入札に参加する者は、入札日の前日までに資格決定通知書（全省庁統一資格）の写しを提出して下さい。（F
- (3) 代表者以外の入札については、入札日までに委任状を提出して下さい。
- (4) 市価調査等依頼の際はご協力をお願いします。
- (5) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒514-0003 三重県津市桜橋1丁目91 自衛隊三重地方協力本部
電話059-225-0531 FAX059-225-0534
入札・契約事項担当：総務課会計班 山本事務官
仕様書内容担当：総務課管理班 有馬1曹

※本公告は、三重地方協力本部ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/mie/> に掲示しています。

紙細断機（中）清掃点検仕様書

- 1 件 名 紙細断機清掃点検
- 2 場 所 (1) 三重県津市桜橋1-91 自衛隊三重地方協力本部 1台
(2) 三重県四日市市鷺の森1丁目14番11号 三重地方協力本部四日市地域事務所 1台
- 3 概 要 紙細断機保守点検作業 一式
(該当機種 明光商会(株) MS SHREDOER 431SEF-B × 2台)
- 4 一般事項 (1) 本役務は、本仕様書・メーカー点検要領及び下記点検項目によるほか、監督官の指示に基づき実施する。
(2) 仕様書に記載無き事項で、当然施工が必要な場合は実施する。
(3) 仕様書等に疑義を生じた場合は監督官と協議し、指示を受ける。
(4) 役務完了後、役務場所周辺の後片付け及び清掃を実施する。役務中であっても適時、整理整頓する。
(5) 監督官が軽微な（変更）事項を指示した場合は、請負業者は指示に従うものとする。
(6) 本役務中に建物及び物品等に損傷を与えた場合、請負業者の責任において復旧する。
- 5 点検項目 (1) 各部ボルトの緩み状況の点検、また緩みがある場合については増締等の処置を実施する。
(2) カッター部、仕切板等の損傷及び磨耗状況の点検
(3) モーター部の異常音等の確認
(4) ギアの損傷・磨耗状況の点検及びグリスアップ
(5) 電装部品及びユニット類の点検
(6) 本体内部の紙だまり等の確認及び残存物の除去
(7) その他、必要と思われる部分の点検
- 6 報 告 (1) 本役務中、異常等発見した場合速やかに監督官に報告する。
(2) 点検終了後点検結果報告書を提出する。その際、上記点検項目を網羅した様式とすること。
(3) その他、監督官の指示する書類
- 7 検 査 本役務終了後、検査官の検査を受け合格をもって完了とする。

紙細断機（小）清掃点検仕様書

- 1 件 名 紙細断機清掃点検
- 2 場 所 三重県津市桜橋1-91 自衛隊三重地方協力本部 1台
- 3 概 要 紙細断機保守点検作業 一式
(該当機種 (株)ダーレー・ジェービーエヌ Model No 30434 × 1台)
- 4 一般事項 (1) 本役務は、本仕様書・メーカー点検要領及び下記点検項目によるほか、監督官の指示に基づき誠実に実施する。
(2) 仕様書に記載無き事項で、当然施工が必要な場合は実施する。
(3) 仕様書等に疑義を生じた場合は監督官と協議し、指示を受ける。
(4) 役務完了後、役務場所周辺の後片付け及び清掃を実施する。役務中であっても適時、整理整頓する。
(5) 監督官が軽微な(変更)事項を指示した場合は、請負業者は指示に従うものとする。
(6) 本役務中に建物及び物品等に損傷を与えた場合、請負業者の責任において復旧する。
- 5 点検項目 (1) 各部ボルトの緩み状況の点検、また緩みがある場合については増締等の処置を実施する。
(2) カッター部、仕切板等の損傷及び磨耗状況の点検
(3) モーター部の異常音等の確認
(4) ギアの損傷・磨耗状況の点検及びグリスアップ
(5) 電装部品及びユニット類の点検
(6) 本体内部の紙だまり等の確認及び残存物の除去
(7) その他、必要と思われる部分の点検
- 6 報 告 (1) 本役務中、異常等発見した場合速やかに監督官に報告する。
(2) 点検終了後点検結果報告書を提出する。その際、上記点検項目を網羅した様式とすること。
(3) その他、監督官の指示する書類
- 7 検 査 本役務終了後、検査官の検査を受け合格をもって完了とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、契約担当官等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

住 所
名 称
代表者